

◇創業に関する支援◇

融資

創業関連

市創業支援資金 利子補給あり(P4 参照)

【鹿児島市産業支援課】 山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① TEL216-1324

◇対象者:これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方

○創業関連保証対応:次のいずれかに該当する方

①市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で設立から1年を経過していない方

②市内で1月以内(※)に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方

※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。

③市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする個人又は会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)

○スタートアップ創出促進保証対応(経営者保証免除):次のいずれかに該当する方

※保証申込時において税務申告1期末終了者は、事業開始に必要なとする資金額の10分の1以上の自己資金が必要です。

※融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。

①市内で会社を設立した個人で、設立から1年を経過していない方

②市内で2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方

※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。

③市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)

○一般保証対応:創業関連保証の①③又は、以下に該当する方

①市内で新たに事業を開始する方

保証制度名	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	補助後の信用保証料率※1
創業関連保証対応	2,000万円 (うち運転資金 1,400万円)	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年以内)	年1.85%~2.45%	年0.15%~0.64%
スタートアップ創出促進保証		運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年以内)※2		
一般保証対応		運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年6月以内)		

※1 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座等)の修了者又は女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料の補助率がアップします。(証明書が必要。受講年度を含め2年度以内のセミナー等が対象(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内)。)

※2 スタートアップ創出促進保証対応の場合は、運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合にあっては3年以内。

県創業支援資金 主な申込要件など(P6 参照)

【鹿児島県中小企業支援課】 鴨池新町10-1 TEL286-2946

◇対象者:※NPO法人はご利用できません。

①産業競争力強化法に基づき、国が認定した市町村等(鹿児島市認定あり)の特定創業支援等事業の支援を受けて、県内で6月以内に新たに事業を開始する方(事業開始後5年未満の方を含む)※1

②商工団体の推薦を受けて、1月以内に個人で、又は2月以内に会社を設立して県内で新たに事業を開始する方(事業開始後5年未満の方を含む)※1

③商工団体の推薦を受けて県内で新たに事業を開始する方(②以外の方(事業開始後6月未満の方を含む))

融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	補助後の信用保証料率※2
①、②	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年以内) ※2	年1.85%~2.45%	年0.68% (年0.58%)※3 (年0.36%)※4 (年0.26%)※5
③	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金10年以内(3年以内)		年0.13%~1.58% (年0.03%~1.48%)※3 (年0%~1.26%)※4 (年0%~1.16%)※5

※1 ①及び②は国の創業関連保証に対応しています。

※2 経営者保証の免除を受ける場合、例外あり

※3 かがしま「働き方改革」の推進企業、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島 SDGs 登録制度の登録事業者

※4 女性や青年(30歳未満)による創業の場合

※5 ※3 かつ※4 の場合